

傍聴に係る注意事項

宇治市情報公開・個人情報保護審議会

1 会議場に入ることができない方

次の方は会議場に入ることができません。

- (1) 凶器その他の人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している方
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している方
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している方
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している方
- (5) 酒気を帯びていると認められる方
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している方

2 傍聴にあたっての遵守事項

傍聴にあたっては次のことを守ってください。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会議開催中はみだりに傍聴席を離れないこと。
- (3) 私語、談笑等、会議を妨害しないこと。
- (4) 鉢巻き、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会長が特別の理由により承認した行為については、この限りではない。
- (7) 携帯電話その他音の発生する機器は電源を切り、又は音の発生しない状態とすること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

3 会議の非公開

会議の審議事項に非公開とする事項がある場合においては、当該非公開とする事項の審議にかかる部分については、退場していただきます。

4 その他

- (1) 会議の傍聴については、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴にあたっての遵守事項に違反した場合には、退場していただきます。